

# 第2回 住宅リフォーム助成事業



藤沢市では、地域経済の活性化と市民の居住環境の向上を図るため、市内施工業者により、住宅リフォームを実施する市民に対し、その費用の一部を助成します。

※平成25・26・27年度に住宅リフォーム助成事業で助成金を受け取った方、及び平成28年度第1回住宅リフォーム助成事業で当選した方は申請できません。

## 概要

### ◆受付

- ・期間 11月7日(月)～11月22日(火)  
※土日除く
- ・時間 9時～17時 ※12時～13時は除く
- ・場所 湘南NDビル6階 産業労働課

### ◆助成金額・件数

5万円・200件  
(※申込みが200件を超えた場合は、抽選)

### ◆助成対象者(次のすべてに該当する方)

- ・市内に住民登録がある方
- ・リフォームする住宅の所有者で、かつ、当該住宅に居住している方
- ・市税の滞納がない方
- ・本市の住宅に係る助成等を本年度に受けていない方

### ◆助成対象工事

- ・市内の施工業者が行う工事  
(※市内の住所で見積書及び領収書が発行できる業者に限る。)
- ・助成金の交付決定後に着手するもので、平成29年3月14日までに工事が完了するもの  
(※交付決定通知書が届く前に工事をした場合は対象外となりますので、ご注意ください。)
- ・10万円(消費税を除く。)以上のリフォーム工事  
(※対象工事は裏面参照)

### ◆助成対象住宅

- 市民が市内に所有する次の住宅
- ・戸建住宅
  - ・マンション等の集合住宅の自己専有部分
  - ・店舗等との併用住宅の住宅部分
- (※本事業の助成は、同一の住宅について1回限り)

## 申請の流れ

### ～ 申請する方の手続き ～

申請書類を産業労働課へご提出ください。

※郵送での申請も可能ですが、書類に不備がある場合は受付できません。

### 助成金申請に必要な書類(申請書類)

- ①助成金応募兼交付申請書  
(※押印にシャチハタは使用できません。)
- ②住宅リフォーム見積書の写し  
(助成対象リフォーム工事と対象外の工事を分けたもので、施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるものに限る。)

- ※③平成28年1月1日以降に住宅を所有した方は、不動産の登記事項証明書の写し  
(※平成28年1月1日より前から住宅を所有している方は、不要です。)

申請件数が200件を超えた場合は、抽選を行います。  
※その結果については、申請された皆様に通知します。  
※助成の対象者には交付決定通知書が届きます。

◎抽選で落選した通知 } 平成28年12月中旬までに発送予定  
◎交付・不交付決定通知書 }

### ～事務担当～

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
藤沢市 経済部 産業労働課 商業・総務担当  
TEL 0466-50-3530 (直通)

### ～ 交付決定を受けた方の手続き ～

交付決定通知書の内容を確認してから、リフォーム工事を始めてください。

↓  
工事を変更・中止する場合は、変更・中止届出書を提出してください。

↓  
工事完了後すみやかに、実績報告書類を産業労働課に提出してください。

### 完了報告に必要な書類(実績報告書類)

- ①助成金交付実績報告書
- ②助成金交付請求書
- ③住宅リフォーム費用の領収書(写しも可)
- ④請求明細書の写し  
(※施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるものに限る。)
- ⑤施工前及び施工後のリフォーム部分のカラー写真(撮影の日付入りのもの)

↓  
実績報告書類の審査を行い、必要に応じて現場を確認します。

↓  
助成金(5万円)を指定された本人口座に振り込みます。